

(別紙 11)

年 月 日

様

大阪市水道局長

児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

支払差止期間 年 月 日

支払差止額 月額 円
 (うち児童手当分 円)

支払差止事由

(連絡先) 大阪市水道局総務部職員課研修・厚生担当

(担当: 内線: -)